

2020年 5月 11日

No. 517



山田 良平 
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



在庫酒類の持ち帰り用販売で期限付販売免許を付与

国税庁では、在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等に対して、「期限付酒類小売業免許」を付与しています。

居酒屋や料理店といった料飲店等では、提供する酒類を来店客に持ち帰り（テイクアウト）販売をするためには酒類小売業免許が必要となりますが、通常は販売することがないので持っていないケースがほとんどです。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症で飲食業界は大きな影響を受けており、これに基因して在庫酒類を販売することで資金確保を図りたい料飲店等もあることから、通常の酒販免許とは違う期間限定の酒販免許を与えます。

具体的には、料飲店等が今年6月末までに免許申請書を所轄税務署に提出し認められれば、免許付与から6ヵ月間酒類を販売できます。また、免許の申請から付与までは通常2ヵ月くらいかかりますが、申告手続きの簡素化・免許処理の迅速化を図り、申請後短期間で取得できる措置とされています。

新型コロナウイルス感染症に関する対応等について（国税庁）はこちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>